国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則

平成19年11月5日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。) 第7条の2第4項の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学国際センター(以下「センター」 という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国際的な人材養成及び健全な科学技術の発展に資する教育研究活動の展開とその成果の発信を通じて、諸外国との学術的・文化的交流を全学的な視点から国際交流事業の企画及び実施に関して中核的役割を果たすこと及び広い国際感覚を具備し国際社会で活躍する人材を育成することを目的とする。

(事業)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。
 - 一 本学の国際交流に関する企画・立案並びに情報収集及び発信
 - 二 国際交流に関する学生及び研究者支援
 - 三 日本語教育及び国際教育の学内外への提供
 - 四 コミュニケーション及び国際交流に関する調査研究
 - 五 本学の学術研究における国際活動の支援と国際産学連携事業の推進
 - 六 本学の国際協力に関する支援及び国際交流を通じての社会貢献
 - 七 本学の海外拠点事務所における教育研究活動に関する管理・運営
 - 八 その他センター長が必要と認めた事業

(センター長)

- 第4条 組織運営規則第7条の2第2項に定める国際センター長(以下「センター長」という。) は、センターの業務を掌理する。
- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合に補充されるセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(グループ)

- 第5条 センターに、次の各号に掲げるグループを置く。
 - 一 国際事業グループ
 - 二 教育・学生交流グループ
- 2 各グループに関する事項は、別に定める。

(副センター長)

- 第6条 センターに、副センター長を置き、副センター長は第5条に規定するグループの長を兼ねるものとする。
- 2 副センター長は、第13条に規定する運営委員会の議に基づき、センター長が第7条から第9条に規定する者の中からグループ毎に1名を指名する。但し、専任教員以外の中から副センター長を指名する場合は、あらかじめ当該所属長の承認を得るものとし、また、第8条に規定する事務職員の中から指名する場合は、国立大学法人東京農工大学職員の職制に関する規程に定める課長に限るものとする。

- 3 副センター長は、グループの業務を掌理し、センター長を補佐する。
- 4 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する副センター長がその職務 を代行する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠 の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期は、当該副センター長を指名したセンター長の任期を超えることはできないものとする。

(専任教員)

- 第7条 センターに、第3条に規定する事業を実施するため専任教員を置く。
- 2 全ての専任教員は、第5条に規定する両グループの事業をつかさどる。

(事務職員)

第8条 本規則第3条に規定する業務を遂行するため、留学交流推進チーム及び国際事業推進チームの事務職員は、第5条に規定する両グループの事業を担当し処理する。

(協力教員)

- 第9条 専任教員と協力して第3条に規定する業務を遂行するため、センターに協力教員を置く。
- 2 国際事業グループに置く協力教員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 各学府国際交流委員会から選出された教員 各1人
 - 二 産官学連携・知的財産センターから選出された教員 1人
 - 三 カブール大学復興支援室から選出された教員 1人
- 3 教育・学生交流グループに置く協力教員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 各学府教育委員会から選出された教員 各1人
 - 二 農学府、工学府の留学生専門教育教員 各1人
 - 三 大学教育センターから選出された教員 1人
- 4 前項第2号に規定する農学府、工学府の留学生専門教育教員を除く協力教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協力教員の職務の範囲については、以下のとおりとする。
 - センター運営についての審議・協力
 - 二 各部局等との連絡・調整
 - 三 センターが全学に提案する国際交流戦略の策定及び国際交流事業の立案に対する協力
 - 四 センターが当該部局等を対象とする事業について、企画立案と実施に対する協力
 - 五 センターが当該部局等と協働する事業について、企画立案と実施に対する協力

(協力事務職員)

- 第10条 協力事務職員は、前条の協力教員の業務遂行を補佐するものとする。
- 2 次の各号に掲げる協力事務職員は国際事業グループに置く協力教員を補佐する。
 - 一 府中地区総務チームリーダー及び小金井地区総務チームリーダー
 - 二 研究支援・産学連携チームリーダー
- 3 次の各号に掲げる協力事務職員は教育・学生交流グループに置く協力教員を補佐する。
 - 一 府中地区学生サポートセンターチームリーダー及び小金井地区学生サポートセンター チームリーダー

二 学務チームリーダー

(客員教授及び客員准教授)

- 第11条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。
- 2 客員教授等は、委員会の議を経て、学長が委嘱する。

(非常勤研究員等)

第12条 センターに、前条に掲げる者のほか、非常勤研究員等必要な職員を置くことができる。

(運営委員会)

- 第13条 センターの事業の運営のため、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を 置き、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 第3条に規定する事業に関すること。
 - 二 センターの中期計画及び年度計画の実施に関する事項
 - 三 センターの規則、規程等の制定及び改廃に関する事項
 - 四 教育研究評議会から委任された事項
 - 五 所掌事項に係る国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会への協力に関する事項
 - 六 その他センターの運営に関する重要事項
- 2 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第2条第2項の規定に基づく専任教員の選考は、運営委員会の下に置かれる選考委員会が行う。
- 3 その他選考委員会等について必要な事項は、別に定める。
- 第14条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - ー センター長
 - 二 副センター長
 - 三 センターの専任教員
 - 四 第9条第2項及び第3項に規定する協力教員
 - 五 総括チームリーダー(総務担当) 総括チームリーダー(学生担当) 国際事業推進チーム リーダー及び留学交流推進チームリーダー
 - 六 その他運営委員会が必要と認める者
- 第15条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ただし、人事に関する事項については、前条第1項第5項に規定する者を除く出席委員の3分 の2以上の賛成がなければ決することができない。
- 5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。
- 第16条 運営委員会は、センターの運営に関し必要な事項を別に定めることができる。

(海外拠点事務所の管理運営)

第17条 本学が海外における教育研究活動の情報収集、情報発信及び国際交流事業の拠点とし

て設置する海外拠点事務所の管理運営は、センターが行う。

2 海外拠点事務所の管理・運営に関して必要な事項は、別に定める。

(日本語特別コース)

- 第18条 センターに、外国人留学生に対し日本語教育、日本文化及び日本語事情に関する教育 を行うため、日本語特別コースを置く。
- 2 日本語特別コースの実施に関する必要な事項は、別に定める。

(短期留学プログラム)

- 第19条 センターは、国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学生及び受入に関する規程及び国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム細則で定める短期留学プログラムの実施及び運営を行う。
- 2 短期留学プログラムの実施に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第20条 本規則第3条に規定する事業の他、センターに関する事務は関係部局及び国際事業推進チームの協力を得て、留学交流推進チームが処理する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月5日から施行し、平成19年11月1日から適用する。
- 2 第7条に規定する専任教員は、平成19年10月31日をもって廃止される留学生センター 専任教員8名をもって充てるものとする。
- 3 第9条に規定する協力教員のセンター設置時における任期は、同条第4項の規定に関わらず、 平成21年3月31日までとする。